

お客さま各位

A I G 損害保険株式会社

**新型コロナウイルス感染症に関する傷害保険の商品改定のご案内**

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様および感染拡大により影響を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。皆様におかれましては、一日も早く平常の暮らしに戻ることが出来ますようお祈り申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する現下の情勢等を踏まえ、弊社では以下のとおり商品改定を実施いたします。

**1. 改定内容**

傷害保険の「特定感染症危険支払特約」につきまして、以下のとおり補償対象となる感染症の範囲を拡大し、新型コロナウイルス感染症を補償対象とします。

現行（改定前）	改定後
感染症法 <sup>(※1)</sup> における一類感染症、二類感染症 または三類感染症が補償対象	感染症法 <sup>(※1)</sup> における一類感染症、二類感染症 または三類感染症に加え、「 <b>新型コロナウイルス感染症</b> 」 <sup>(※2)</sup> についても補償対象

(※1)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」をいいます。以下同じです。

(※2)「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）」第1条により指定された新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じです。

2020年7月現在は感染症法上の「指定感染症」ですが、今後法改正により一類感染症、二類感染症または三類感染症に指定された場合も補償対象となります。

**2. 対象商品**

以下の商品について、「指定感染症追加補償特約（特定感染症用）」を新設し、対象特約をセットしている全契約に、追加保険料なしで自動的に適用します。

引受保険会社	商品名	対象特約	新設する特約
AIG	傷害総合保険	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約	指定感染症追加補償特約（特定感染症用）
	普通傷害保険 こども総合保険 ベーシック傷害保険	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約 <sup>(※1)</sup>	
AIU <sup>(※2)</sup>	普通傷害保険 こども総合保険	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約	指定感染症追加補償特約（特定感染症用）
		特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約	

引受保険会社	商品名	対象特約	新設する特約
富士火災 <sup>(※2)</sup>	傷害総合保険 (積立型を含む)	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	指定感染症追加補償特約(特定感染症用)
		特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約	

(※1) ベーシック傷害保険には、この特約はありません。

(※2) 「AIG 損害保険」へ合併前の「旧 AIU 損害保険」または「旧富士火災海上保険」をいいます。

### 3. 本改定の対象契約

本改定は、2020年7月31日より実施します<sup>(※1)</sup>。

具体的には、以下のいずれかに該当する契約が対象となります。

- ◆ 2020年7月31日時点で有効な契約<sup>(※2)</sup>
- ◆ 保険期間の開始日が2020年7月31日以降である契約

(※1) 2020年7月31日以降に発病された場合が補償対象となります。ただし、新規契約の場合は保険期間の初日(中途付帯の場合は特定感染症危険支払特約をセットした日)からその日を含めて10日以内に発病された場合は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(※2) 「AIG 損害保険」へ合併前の「旧 AIU 損害保険」および「旧富士火災海上保険」でご加入いただいていた、保険期間の開始日が2017年12月31日以前からの長期のご契約も含まれます。

### 4. 追加保険料・契約内容変更手続き

今般の補償拡大に伴い、追加保険料のお支払いやお客さまによる契約内容変更の手続きの必要はありません。

上記の対象契約に該当する場合、自動的に補償の対象となります。

- 改定後の約款につきましては、弊社ホームページ (<https://www.aig.co.jp/sonpo>) をご確認ください。また、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。
- 本対応のほか、このたびの新型コロナウイルスに関連した情報は、弊社ホームページ (<https://www.aig.co.jp/sonpo>) に詳しく掲載しております。

以上